

## 4-12 森林・林業

県土の約半分を占める森林は、琵琶湖の水を育む水源かん養機能など様々な役割を果たしています。滋賀県では、このような機能が持続的に発揮されるよう、森林づくりの条例や基本計画を定めており、林業・木材産業の振興に向けた施策と、森林づくり県民税を活用した、環境重視や県民協働の視点からの施策を両輪で進めています。

### 1. 琵琶湖と森林づくり

滋賀県の森林は、スギ・ヒノキなどの人工林や、アカマツ・コナラ・ブナなどの天然林が琵琶湖と一緒に四季折々の風景を作り出しています。また、これらの森林は、琵琶湖にとって重要な水源地です。その他にも、木材等の生産の場、地球温暖化の防止、県土の保全、多様な動植物の生息の場など、森林は様々な役割を果たしています。こうした森林の面積は、県土の約半分を占めており、その内訳は、人工林が約4割、天然林が約6割となっています。

滋賀県では、森林を健全な姿で未来に引き継いでいくため、「琵琶湖森林づくり条例」を2004（平成16）年に制定しました。また、この条例の理念の実現に向け、2020（平成32）年度を目標年度とする「琵琶湖森林づくり基本計画」（2005（平成17）年度策定）に基づき、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくりに取り組んでいます。

琵琶湖森林づくり基本計画では、施策を具体的に進めるための戦略プロジェクトを設定し、社会情勢の変化等に対応するため5年ごとに見直すこととしています。

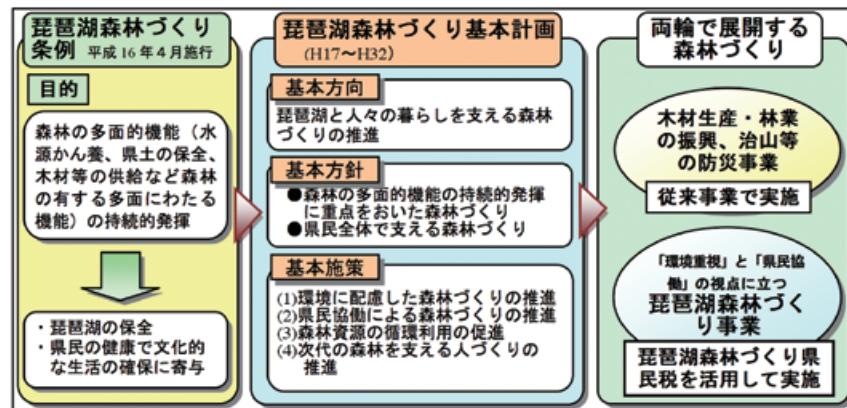


図4-12-1 琵琶湖森林づくり基本計画の体系図

近年顕在化してきた目的不明な森林の取得、ニホンジカによる被害の増加、林地境界の不明瞭化など新たな課題に対応するため、2015（平成27）年度に見直しを行いました。2015（平成27）年度からの6年間は、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」をテーマとして取組を進めています。

### 2. 琵琶湖森林づくり事業

平成18年度から、琵琶湖森林づくり県民税を活用して環境重視と県民協働の視点に立った森林づくりを実施しており、放置された人工林の強度間伐、里山の整備、NPO等による森林づくり活動への支援、「びわ湖材」の活用、森林環境学習「やまのこ」などの事業を行っています。



写真4-12-1 整備された森林

### 3. 林業の成長産業化に向けて

滋賀県の森林資源は、戦後に植栽された人工林を中心に成熟期を迎えており、その多くが利用段階へと移行しつつあります。滋賀県では、この豊富な森林資源の循環利用（「植える→育てる→使う→植える」サイクルのこと）に取り組み、川上から川中・川下、すなわち木材の生産から流通・利用に至る林業・木材産業の活性化に向けた「しがの林業成長産業化アクションプラン」を平成28年度に策定しました。



図4-12-2 森林資源の循環利用イメージ

このプランでは「山を活かし、水源を育み、地域を元気にするしがの林業・木材産業」を目指す姿とし、林業の成長産業化への課題に取り組むことで、森林資源を活用しながら水源林の保全を図ることとしています。

森林政策課

【びわ湖材】产地証明された県産材。合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等のこと。